

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

静岡県知事 殿

※変更した事項のみ記入する。

申請者氏名 静岡 花子

生年月日 S ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請時の登録番号

受付番号

受付年月日

※

※

2 2

0 0

3 0

2 2

必ず記入すること。

★氏名を変更した場合

項番 ◎申請者に関する事項

1 1

変 更 年 月 日 R — 0 1 年 0 5 月 3 1 日

必ず記入すること

変 更 後	フリガナ	シ ス " オ カ ハ ナ コ
	氏 名	静 岡 花 子

※ 取引士証を持っている場合は、
「書換え交付申請書」の提出も必要
提出先→宅建協会各支部

変 更 前	フリガナ	シミズ ハナコ
	氏 名	清 水 花 子

※

★取引士証への旧姓の併記を希望する場合

項番 ◎申請者に関する事項

1 1

変 更 年 月 日 R — 0 2 年 1 0 月 0 1 日

申請者欄の氏名も同様に記載。

変 更 後	フリガナ	シ ス " オ カ [ス ル カ] ハ ナ コ
	氏 名	静 岡 [駿 河] 花 子

※ 取引士証を持っている場合は、
「書換え交付申請書」の提出も必要
提出先→宅建協会各支部

変 更 前	フリガナ	シズオカ ハナコ
	氏 名	静 岡 花 子

★住所を変更した場合

1 2

変 更 年 月 日 R — 0 1 年 0 5 月 3 1 日

必ず記入すること

変 更 後	郵便番号	4 2 0 — 8 6 0 1
	住所市区町村コード	2 2 1 0 1 5 静岡 都道府県 静岡(市) 郡区 葵 (区) 町村
	住 所	追 手 町 9 — 6
	電 話 番 号	0 5 4 — 2 2 1 — 3 0 7 2

変 更 前	住 所	静岡市駿河区有明町2-20
-------	-----	---------------

確認欄

※

★本籍を変更した場合

1 3

変 更 年 月 日 R — 0 1 年 0 5 月 3 1 日

必ず記入すること

変 更 後	本籍市区町村コード	2 2 1 0 1 5 静岡 都道府県 静岡(市) 郡区 葵 (区) 町村
	本 籍	追 手 町 9 番 6 号

変 更 前	本 籍	静岡県駿河区有明町2番20号
-------	-----	----------------

確認欄

※

★従事先を変更した場合 ●退職と就職を同時に行う場合
： 宅建業者の名称、称号が変更した場合も含む

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日	R	—	0	1	年	0	5	月	3	1	日	必ず記入すること	
	変更後	商号又は名称	株式会社 静岡不動産											
	免許証番号	2	2	(	5	)			3	0	7	7		

↑	変更年月日	R	—	0	1	年	0	5	月	3	0	日	必ず記入すること	
	変更前	商号又は名称	清水不動産有限会社											
	免許証番号	国土交通大臣 知事 (2) 第 10123 号												

確認欄
※

● 就職した場合：宅建業の新規免許申請をしている場合も含む

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日	R	—	0	1	年	0	5	月	3	1	日	必ず記入すること	
	変更後	商号又は名称	株式会社 静岡不動産											
	免許証番号	2	2	(	5	)			3	0	7	7		

↑	変更年月日												記入不要 ※「変更後」のみ記入	
	変更前	商号又は名称												
	免許証番号	知事 () 第 号												

確認欄

● 退職した場合：宅建業部門と関係ない部署への異動、宅建業を廃業する場合も含む

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日												記入不要 ※「変更前」のみ記入	
	変更後	商号又は名称												
	免許証番号			(	)									

↑	変更年月日	R	—	0	1	年	0	5	月	3	0	日	必ず記入すること	
	変更前	商号又は名称	清水不動産有限会社											
	免許証番号	国土交通大臣 知事 (2) 第 10123 号												

確認欄

◆ 必要書類 ◆

変更事項	添付書類等（添付書類は2通（1通は副本で可））
氏 名	・ 戸籍抄本 ※変更年月日等履歴が確認できるもの
旧姓の併記	・ 「旧氏」欄に旧姓の記載のある住民票
住 所	・ 住民票（住基ネット利用を希望しない場合、県庁へ郵送又は持参する場合）※住所の履歴が確認できない場合は追加で書類を求めることがあります。 ・ 取引士証（交付を受けている場合） ★ 県外居住者で取引士証の交付を受けている場合 返信先住所、宛名を記載した返信用封筒に簡易書留分の切手を貼付の上、取引士証を同封して申請書とともに「住まいづくり課」へ郵送
本 籍	・ 戸籍抄本 ※変更年月日等履歴が確認できるもの
勤 務 先 （退職・異動した場合のみ）	・ 退職証明書 ※退職日の記載のあるもの ・ 社内異動・出向等の場合：出向証明書、異動証明書

◆ 申請方法 ◆ 県内居住者→各土木事務所へ持参、県外居住者は→住まいづくり課へ郵送

● 持参による申請の場合：申請受付時の本人確認に必要な書類

持参する方	所定の申請書類に加えて、提示又は提出するもの
本人	・ 身分を証明できるもの『提示』 ※運転免許証、宅地建物取引士証等
代理人	・ 本人からの委任状 『提出』 ・ 申請者本人の身分を証明できるもののコピー 『提出』 ※運転免許証、宅地建物取引士証等 ・ 代理人の身分を証明できるもの 『提示』 ※運転免許証等

● 郵送による申請の場合（県外居住者等）

所定の申請書類等に加えて提出するもの	・ 申請者本人の身分を証明できるもののコピー 『提出』 ※運転免許証、宅地建物取引士証等
--------------------	---